

四万十市農業者物価高騰対策支援金 「Q & A よくある質問」

Q 1 各区分について重複して申請はできますか？

A 1 区分1（農業経営費高騰対策支援金）および区分2（認定農業者加算）の組み合わせのみ可能です。

Q 2 本支援金の対象者として、令和6年中の農業収入のうち販売金額が50万円以上としている理由は？

A 2 農林業センサス（農林水産省）における販売農家の定義に合わせ、農産物販売金額が年間50万円以上の農家としています。

Q 3 令和6年から就農したため、販売金額が50万円に満たない場合は？

A 3 原則、販売金額が50万円未満の人は申請できないこととしていますが、令和6年中に認定新規就農者に認定された人は申請することができます。この場合、令和6年中の売上传票や口座に入金された金額で判断します。

Q 4 代理人が申請することは可能ですか？

A 4 代理申請はできません。申請は、個人・法人ともに、農業経営主（本人）による申請となります。

Q 5 親が亡くなり農業を引き継いだが、申請は可能ですか？

A 5 相続や経営移譲により申告を行った人から農業を引き継いだ場合は、引き継いだ人が申請できます。この場合、引き継いだことを確認できる資料をご提出いただきますので、お問い合わせ先までご相談ください。

Q 6 令和6年の農業収入のうち販売金額はどのように確認するのか？

A 6 令和6年分確定申告時の収支内訳書や決算書等の販売金額（または売上金額）で確認します。

個人の場合は、収支内訳書（農業所得用）、所得税青色申告決算書（農業所得用）などで確認します。

※ 令和6年中に認定された認定新規就農者のみ、令和7年分の売上传票や口座に入金された金額で確認させていただきます。

法人の場合は、決算報告書等の売上金額を確認します。

※ 決算書等で農業収入がわかりにくい場合は、別途、農産物売上金額がわかる伝票などで確認させていただきます。

科 目		金 額 (円)
収 入 金 額	販 売 金 額 ①	
	家事消費金額 ②	
	事業消費金額 ③	
	雑 収 入 ④	
	小 計 (①+②+③) ⑤	
	農産物の 期首 ⑥	
	棚 卸 高 期末 ⑦	
	計 (④-⑥+⑦) ⑧	

科 目		金 額 (円)
収 入 金 額	販 売 金 額 ①	
	家事消費金額 ②	
	事業消費金額 ③	
	雑 収 入 ④	
	小 計 (①+②+③) ⑤	
	農産物の 期首 ⑥	
	棚 卸 高 期末 ⑦	
	計 (④-⑥+⑦) ⑧	

Q 7 支援金は、いつ払込まれますか？

A 7 申請から 1 か月以内に指定口座に入金する予定です。後日、交付決定通知書を送付しますので、交付申請書に記載した口座での入金確認をお願いします。

Q 8 支援金は確定申告の対象になりますか？

A 8 本支援金は、農業収入で雑収入となりますので、確定申告の対象となります。

Q 9 確定申告書の控えを持っていない場合は？

A 9 税務署で開示請求を行うなどして、控えの取得をお願いします。

なお、個人の方は e-Tax で所得税確定（修正）申告書、青色決算書及び周囲内訳書の PDF ファイルを取得できます。利用にはマイナンバーカードが必要で、本人のみ代理申請はできません。

紙で申告した方も e-Tax で所得税申告書等の PDF ファイルを取得できます！

<https://www.e-tax.nta.go.jp/shutoku-service/index.htm>

スマートフォン・パソコンによる申請・取得の詳しい操作手順は、**e-Taxホームページ**をご覧ください。
 また、スマートフォンからの利用手順については、インターネット番組「Web-TAX-TV」の「紙で申告した方もe-Taxで所得税申告書等のPDFファイルを取得できます」もご参照ください。

(操作手順はこちら)



Q10 加地子（かじし）として納めている米は販売額としてみなせるか？

A10 加地子は農地の小作料・賃借料ですので、出荷としてみなせず販売額に含めることはできません。

受付担当者の留意事項

税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控え用の書面への収受日付印の押なつが行われなくなりました。このため、申請受付にあたっては、収受日付印がないことを理由に、申請をお断りすることがないようにご注意ください。